

【別紙2】

誓 約 書

今回の喫茶室使用許可にあたって、下記のとおり誓約いたします。
なお、誓約に違反した場合は、直ちに使用許可を取り消されても異存ありません。

記

- ・常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持保全します。なお、消耗品等の修繕、取替等は使用者で実施します。
- ・使用物件について形質の変更をしません。
- ・使用物件を他に転貸しません。
- ・喫茶室の営業時間中に一般利用者の利用を拒みません。
- ・その責による食中毒その他の事故による損害については、速やかに損害賠償をします。
- ・火気の手締り及び清掃について、全責任をもって措置します。
- ・飲食業に必要な諸法規を厳守し、松山市北条ふるさと館の名誉を傷つけないよう細心の努力をします。
- ・許可条件に違反したとき、市で使用物件を必要とするときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更しても構いません。
- ・使用期間が満了したとき又は使用許可を取消されたときは、使用物件を原状回復し、指定期日までに返還します。
- ・その責に帰すべき事由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

令和 年 月 日

松山市長 野 志 克 仁 様

住所

氏名